

社会福祉法人春生会 ヘルパーステーション あさひが丘

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業

重要事項説明書

<令和 6年 6月 1日 現在>

1 ヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業 介護予防訪問介護相当サービスもしくは、緩和した基準によるサービス

(以下、「事業」という。)

(2) 事業所の名称及び所在地

事業所名称	ヘルパーステーション あさひが丘
所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町1306番地1
管理者名	長瀬 知恵
介護保険指定番号	2372502068
サービス提供地域	① 春日井市とする 以上

※・・・上記は通常のサービス提供地域です。

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(3) 事業所の職員体制

① 管理者 1名 (常勤でサービス提供責任者と兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

② サービス提供責任者 1名以上 (内1名は管理者と兼務)

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・事業提供の計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

③ 訪問介護員等 2.5名以上(常勤換算)

訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

2 サービス提供時間

営業時間

① 営業日 月曜日～日曜日 (365日)

② 営業時間 午前7時から午後7時までとする。

注) サービス提供時間は事前に計画された事業提供の計画等に基づくものとし、原則として、緊急に依頼されたサービス提供をお受けすることは出来ません。

3 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0568-93-1313 (午前10時～午後5時まで)

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

4 サービス内容

(1) 事業

利用者の居宅においてサービス従事者その他法令で定める者を派遣して、自立支援を目的とした「身体介護」や「生活支援」を行います。

① 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助(食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・更衣介助・整容・その他)

② 生活援助

家事を行うことが困難な利用者に対して、自立支援を目的とした家事の援助(買い物・調理・掃除・洗濯・その他)

※次のようなサービスは、介護保険制度上のサービスとして提供することは出来ませんのでご了承願います。

- ① 「本人の援助」に該当しないもの・・・家族等の為の洗濯、調理、買い物、布団干し、主として本人が使用する居室以外の掃除、来客の応接(お茶の手配等)、自家用車の洗車等
- ② 「日常生活の援助」に該当しないもの・・・庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等

(2) ヘルパーステーション あさひが丘では、利用者の日常全般の状況及び希望を踏まえて、事業提供の計画書を作成します。又、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等により介護予防サービス計画等が作成されている場合、当該計画に基づく事業提供の計画書を作成します。

(3) 事業提供の計画の変更または中止の必要がある場合は、状況調査等を踏まえ、医師または居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等の助言・指導に基づいて、事業提供の計画の内容を変更または中止します。

5 利用料金

(1) 料金

※・・・別紙の通りです。

(2) 支払方法

翌月15日頃に、前月分の請求書を送付致します。

お支払方法は、利用者の支払いに係る煩雑さを解消するため、引き落としとさせていただきます。

ご利用の翌月の28日(土・日・祭日の場合は翌営業日)に事前にお教えいただいた利用者の口座より引き落とされますので、前日までにご入金下さい。後日、領収書を発行いたします。

(3) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更となる場合は、事前にお知らせいたします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護予防サービス計画等の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員等とご相談頂き、介護支援専門員等より依頼票をFAX願います。その後、契約を結び、事業の提供を開始します。

上記以外の方は、お電話でお申込みください。事業提供の計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの中止・変更・追加

- ① 利用者が事業の利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかにヘルパーステーション あさひが

丘までご連絡ください。

- ② 利用者の都合で事業を中止する場合には、サービス利用日の前日午後5時までにご連絡ください。前日午後5時以降の中止については、別紙のとおりキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。
- ③ サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていた事業の実施が出来ない場合には、利用者の同意を得た上で、事業の内容を中止・変更することが出来るものとします。
- ④ 利用者からの変更や追加の申し出に対して、事業従事者の稼働状況により利用者の希望日に事業の提供が出来ない場合、他の利用可能日時を提案させていただきます。
- ⑤ 天災事変の際は中止できるものとします。

(3) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合で事業の利用契約を終了する場合

事業の終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合で事業を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、事業の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が要介護の認定を受けた場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（事業対象者は可。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者が最後にサービスを利用した日より2年間利用が無い場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なく事業を提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に事業を終了することができます。
- ・利用者が、事業利用料金の支払いが30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告の日から15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者やご家族等が事業所やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（カスタマーハラスメントを含む）を行った場合、利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた時、やむを得ない事由により、事業を閉鎖または縮小する場合は、文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただく場合がございます。

(4) サービス利用についての注意事項

- ① 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますのでご了承ください。
- ② サービス提供の際の事故及びトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。
 - ・医療行為を行うことは出来ません。
 - ・年金や預貯金等の金銭の取扱いは原則として行いません。
 - ・贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(5) 緊急時の対応

事業者は、既に事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた等、必要な場合は、速やかに身元引受人、又は緊急連絡先に連絡するとともに、救急対応を含め医療機関等と連携を図る等必要な措置を講じます。

7 個人情報の使用

利用者の個人情報については「個人情報利用同意書」において同意いただいた使用目的の為に、「個人情報利用同意書」にて記された手順を以って使用させていただきます。

8 第三者評価の実施状況

第三者評価は現在行っておりません。

9 苦情等の受付

事業についての苦情等は下記にて受け付けます。

- ・ ヘルパーステーション あさひが丘 0568-93-1313
- ・ 春日井市役所 健康福祉部 介護・高齢福祉課 0568-85-6921

10 当施設のサービスの特徴等

当法人の理念は「共生」です。この法人理念の下、私共は、老若男女各々が培った知恵・経験等を共有し、補完し合うことで社会が成り立っていることを理解し、ノーマライゼーションの考えに立ってサービスを提供することで、利用者・家族・地域の方々が安全、安心そして将来に希望を持って暮らせる街づくり、社会づくりに貢献することを旨として取り組んでいきます。

事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】

<所在地> 愛知県春日井市神屋町1306番地1

<名称> 社会福祉法人春生会

ヘルパーステーション あさひが丘 印

<説明者> サービス提供責任者

印

私は、契約書及び本書面により、事業所から事業についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

<住所> 契約書に記載の住所と変更ない場合、にチェックし記載不要

<氏名>

印

【署名代行人】

<住所> 契約書に記載の住所と変更ない場合、にチェックし記載不要

<氏名>

印

<代行の理由> 手が不自由 ・ 目が不自由 ・ その他 ()

【身元引受人 兼 連帯保証人】

<住所> 契約書に記載の住所と変更ない場合、にチェックし記載不要

<氏名>

印

ヘルパーステーション あさひが丘 利用料金
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業
介護予防訪問介護相当サービス

※基本サービス単価に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額がご利用者様の負担となります。

1) 基本料金 (単位)

【1単位 10.42円】

① 1週当たりの標準的な回数を定める場合

介護予防サービス計画等において 週1回程度	1,176 単位/月
介護予防サービス計画等において 週2回程度	2,349 単位/月
介護予防サービス計画等において 週2回を超える程度	3,727 単位/月

② 1月当たりの回数を定める場合

標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位/回
生活援助が中心である場合 (所要時間 20分以上 45分未満の場合)	179 単位/回
生活援助が中心である場合 (所要時間 45分以上の場合)	220 単位/回
短時間の身体介護が必要な場合	163 単位/回

2) 介護職員等の処遇に関する加算

介護職員等処遇改善加算 (I)	基本サービス単価+各種加算減算総単位数にサービス別加算率 24.5%を乗じて単位数を算定
介護職員等処遇改善加算 (II)	基本サービス単価+各種加算減算総単位数にサービス別加算率 22.4%を乗じて単位数を算定
介護職員等処遇改善加算 (III)	基本サービス単価+各種加算減算総単位数にサービス別加算率 18.2%を乗じて単位数を算定
介護職員等処遇改善加算 (IV)	基本サービス単価+各種加算減算総単位数にサービス別加算率 14.5%を乗じて単位数を算定

※・・・上記の加算のうち、何れかを算定します。詳細は別途通知書をご覧ください。
加算については利用途中に変更となる場合がございます。

※・・・お客様のご都合でサービスを中止する場合、①1週当たりの標準的な回数を定める場合、サービス計画月において該当するキャンセル連絡までの利用回数が0回であり、且つ該当するキャンセルが計画月の最終の計画回となる場合、下記のキャンセル料がかかります。

サービス提供日の前日午後5時まで	無 料
サービス提供日の前日午後5時までに ご連絡いただけなかった場合	1か月の利用者負担金 (負担割合に応じた額)

※・・・お客様のご都合でサービスを中止する場合で、②1月当たりの回数を定める場合、下記のキャンセル料がかかります。

サービス提供日の前日午後5時まで	無 料
サービス提供日の前日午後5時までに ご連絡いただけなかった場合	利用者負担金 (負担割合に応じた額)

3) その他の料金加算等

・訪問型独自サービス初回加算

新規に事業提供の計画書を作成した利用者に対して、初回または初回の属する月に“サービス提供責任者が自ら事業を提供”したか、“サービス提供責任者が他の訪問介護員等の事業の提供に同行”した場合に200単位が加算されます。

- 1 初めて当事業所を利用する場合。(新規)
- 2 過去2か月に当事業所の事業を利用しなかった場合。

・訪問型独自サービス同一建物減算1

当事業所と同一建物(生活支援ハウスあさひが丘)若しくは同一の敷地内(ケアハウスあさひが丘)若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対しサービスを行う場合は、所定単位数の10%減算となります。

・サービス提供にかかる交通費

- 1 サービス従事者が利用者宅を訪問する際にかかる交通費に関しては、サービス提供地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は別途実費をいただく場合があります。その実費とは、事業者と利用者宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供地域を超える地点から利用者宅までの交通費として公共交通機関実費又は自動車使用時の経費(50円/km)となります。
- 2 買い物等のサービスを利用する際にかかる交通費は、利用者の負担となります。なお交通費とは、同乗するサービス従事者分を含む公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費とし事業者の自動車を使用する場合は、利用者宅から目的地までの往復の経費(50円/km)となります。
- 3 事業者の自動車に利用者が同乗することは出来ませんのでご了承ください。

ヘルパーステーション あさひが丘 利用料金

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業
緩和した基準によるサービス

※基本サービス単価に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額がご利用者様の負担となります。

1) 1回につき、または1ヶ月の利用料

【1単位 10円】

< 1回につき >	< 基本サービス単価 >
介護予防サービス計画等において 1回の利用	247単位
< 1月につき >	< 基本サービス単価 >
介護予防サービス計画等において (1週に1回程度必要とされた者で 1月に1,050単位を超える場合)	1,050単位
介護予防サービス計画等において (1週に2回程度必要とされた者で 1月に2,100単位を超える場合)	2,100単位

2) 介護職員等の処遇に関する加算

介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	基本サービス単価+サービス別加算率 18.2%を乗じて単位数を算定
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	基本サービス単価+サービス別加算率 14.5%を乗じて単位数を算定

※・・・上記の加算のうち、何れかを算定します。詳細は別途通知書をご覧ください。
加算については利用途中に変更となる場合がございます。

※・・・お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

サービス提供日の前日午後5時まで	無料
サービス提供日の前日午後5時までに ご連絡いただけなかった場合	利用者負担金 (負担割合に応じた額)

・サービス提供にかかる交通費

- サービス従事者が利用者宅を訪問する際にかかる交通費に関しては、サービス提供地域のお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は別途実費をいただく場合があります。その実費とは、事業者と利用者宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供地域以外の区間での公共交通機関実費又は自動車使用時の経費(50円/km)となります。
- 買い物等のサービスを利用する際にかかる交通費は、利用者の負担となります。なお交通費とは、同乗するサービス従事者分を含む公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費とし事業者の自動車を使用する場合は、利用者宅から目的地までの往復の経費(50円/km)となります。
- 事業者の自動車に利用者が同乗することは出来ませんのでご了承ください。